

【 粕 屋 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1.開催日時 平成 30 年 5 月 8 日 (火) 9 時 00 分

2.開催場所 粕屋町役場 3 階 31 会議室

3.出席委員 (15 名)

会 長	安河内	勇 臣
副 会 長	長	武 範
1 番	因	光 明
2 番	内 田	吏
3 番	八 尋	文 枝
4 番	山 田	好 美
5 番	田 代	慶 子
7 番	船 越	英 治
8 番	小 西	敏 喜
9 番	青 木	勝 浩
1 0 番	今 泉	義 秀
1 1 番	安 川	利 正
推 進 委 員	田 代	精 一
推 進 委 員	長	昭 憲
推 進 委 員	瓜 生	俊 二

4.欠席委員 (1 名)

6 番 八 尋 勇 光

5.議事日程

第 1 開会のことば

第 2 会長挨拶

第 3 議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)

議案第 2 号…農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について (1 件)

議案第 3 号…利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について (2 件)

6.農業委員会事務局職員

事務局長 八尋 哲男

事務局員 酒井 英臣

7.会議の内容

<p>事務局長</p>	<p>【開会のことば】</p> <p>只今から五月の農業委員会を始めさせていただきたいと思います。まず、欠席の連絡をいたします。</p> <p>6番の八尋勇光委員から欠席の届出がっております。それから、議事録署名人につきましては、8番小西委員、9番青木委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、会長挨拶となっておりますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>【会長挨拶】</p> <p>それでは、改めましておはようございます。準早期であります夢つくしの準備も当該地区では終わっているようでございます。話によりますと今週末から田植えが始まるということです。本日の委員会、今から始めようかと思いますが、都市計画から筒井主幹他1名、道路環境整備課から立部係長他1名の出席を受けております。それでは、只今から開始したいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 審議】</p> <p>それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1番について事務局お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>審議番号1、</p> <p>該当法、第3条、地区名、上大隈、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、上大隈、脇田、</p> <p>面積、畑、170㎡、</p> <p>権利の種類、売買、</p> <p>申請理由、相手方の要望、高齢のため、</p> <p>経営面積、自作77a、</p> <p>地元委員、八尋 勇光委員、</p> <p>位置図を2P、字図を3Pに添付しています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号1 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>【第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 審議番号2 審議】</p> <p>続きまして、審議番号2番について事務局からお願いします。</p>

事務局員	<p>審議番号 2、</p> <p>該当法、第 3 条、地区名、大隈、</p> <p>譲受人住所氏名、</p> <p>譲渡人住所氏名、</p> <p>土地の表示、大隈、大念仏、</p> <p>面積、田、3121 m²、</p> <p>権利の種類、贈与、</p> <p>申請理由、農業経営拡大のため、生前贈与のため、</p> <p>経営面積、自作 65a、同一世帯となっております。</p> <p>地元委員、八尋 勇光委員、</p> <p>位置図を 4P、字図を 5P に添付しています。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました、この件につきましては同一世帯の生前贈与となっております。ご質問等がございましたらお受けいたします。</p>
議長	<p>【第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議番号 2 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>【第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 1 審議】</p> <p>それでは 6P の第 2 号議案について、農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について、審議番号 1 番について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審議番号 1、</p> <p>該当法、第 5 条、地区名、酒殿、</p> <p>申請人住所氏名、</p> <p>相手人住所氏名、</p> <p>土地の表示と面積、酒殿、八田、田、994 m²、</p> <p>権利の種類、売買、</p> <p>転用目的、貸駐車場、貸駐車場拡大のため、</p> <p>施設の概要、駐車場面積 994 m²、</p> <p>立地条件、東:田、西:雑種地、南:水路、北:道路、</p> <p>隣地承諾の有無、あり、</p> <p>隣地者条件、なし、</p> <p>地元委員、安河内 勇臣委員、</p> <p>市街化調整区域で県知事処分となっております。</p>

	位置図を 7P、字図を 8P、計画図を 9P に添付しています。以上です。
議長	説明が終わりました。この件につきましては、現地を見させて頂いたところでございます。横の駐車場の所有者と同じ方が、駐車場を拡大されるようでございます。 何かありませんでしょうか。
議長	【第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について 審議番号 1 決裁】 無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。
議長	それでは、都市計画課と道路環境整備課の皆さんはご苦労さまでございました。 【都市計画課・道路環境整備課 退席】
議長	【第 3 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 1 審議】 続きまして第 3 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について、審議番号 1 番について説明をお願いします。
事務局	審議番号 1、 農地の所在地、江辻、千蔵町、 現況地目、田、 面積、1749 ㎡、1938 ㎡、 利用権の種類、使用貸借権、 利用権の設定をする者の住所・氏名、 利用権の設定を受ける者の住所・氏名、 作付する作目名、水稲、 始期、平成 30 年 5 月 8 日、終期、平成 33 年 5 月 7 日、 期間、3 年、再設定で位置図を 13P に添付しております。 以上です。
議長	説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。 この件につきましては、再設定でございます。
議長	【第 3 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 1 採決】 質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いします。 【出席委員全員挙手】 全員賛成でございます。
議長	【第 3 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 2 審議】 続きまして、審議番号 2 番についてお願いします。

事務局	<p>審議番号 2、</p> <p>農地の所在地、戸原西四丁目、</p> <p>現況地目、田、</p> <p>面積、1002 m²、</p> <p>利用権の種類、賃借権、</p> <p>利用権の設定をする者の住所・氏名、</p> <p>利用権の設定を受ける者の住所・氏名、</p> <p>作付する作目名、水稻、</p> <p>始期、平成 30 年 5 月 8 日、終期、平成 33 年 5 月 7 日、</p> <p>期間、3 年、再設定で位置図を 14P に添付しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等がございましたらお受けいたします。</p> <p>この件につきましては、再設定でございます。</p>
議長	<p>【第 3 号議案 利用権設定等促進事業計画案の農業委員会における決定について 審議番号 2 採決】</p> <p>質問が無いようでしたら、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>全員賛成でございます。</p>
議長	<p>以上で議題は終了となりました。</p>
副会長	<p>【閉会のことば】</p> <p>これもちまして、今回の農業委員会を終了いたします。</p>